

# 深谷市地域生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準

(平成24年9月24日部長決裁により一部改正)

(平成25年1月29日部長決裁により一部改正)

(平成29年3月10日部長決裁により一部改正)

## 第1章 通則

### (趣旨)

第1条 地域生活支援サービス（移動支援事業、訪問入浴サービス事業及び日中一時支援事業によるサービスに限る。以下この基準において同じ。）を行う事業者（以下「地域生活支援事業者」という。）の人員、設備及び運営に関する基準については、この基準の定めるところによる。

### （地域生活支援事業者の一般原則）

第2条 地域生活支援事業者は、地域生活支援サービスを利用する障害者及び障害児（以下「利用者」という。）又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 地域生活支援事業者は、地域生活支援サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、深谷市、他の障害福祉サービス事業を行う者、他の地域生活支援サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 地域生活支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 地域生活支援事業者は、利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 移動支援事業

### 第1款 基本方針

#### (基本方針)

第3条 移動支援事業による地域生活支援サービス（以下この章において「移動支援サービス」という。）は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を当該利用者と援護者が1対1以上で適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2款 人員に関する基準

##### (従業者の員数)

第4条 移動支援サービスを行う事業者（以下この章において「移動支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「移動支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者（移動支援サービスの提供に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援サービスの職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、移動支援サービスの提供に支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

##### (管理者)

第5条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3款 設備に関する基準 (設備及び備品等)

第6条 移動支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、移動支援サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

### 第4款 運営に関する基準 (内容及び手続の説明)

第7条 移動支援事業者は、利用者が移動支援サービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、その者に対し当該移動支援サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行なわなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援サービスを利用するための契約が成立したときは、利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付をするものとする。この場合においては、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

- (1) 当該移動支援事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 当該移動支援事業の経営者が提供する地域生活支援サービスの内容
- (3) 当該移動支援サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

(契約支給量の報告等)

第8条 移動支援事業者は、移動支援サービスを提供するときは、当該移動支援サービスの内容、利用者に提供することを契約した移動支援サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

- 3 移動支援事業者は、移動支援サービスの利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項を深谷市に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第9条 移動支援事業者は、正当な理由なく移動支援サービスの提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第10条 移動支援事業者は、移動支援サービスの利用について市長が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用者に対し自ら適切な移動支援サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の移動支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第12条 移動支援事業者は、移動支援サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(地域生活支援事業費の支給の申請に係る援助)

第13条 移動支援事業者は、地域生活支援事業費の支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域生活支援事業費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 移動支援事業者は、地域生活支援事業費の支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地

域生活支援事業費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 移動支援事業者は、移動支援サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は障害福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域生活支援事業者等との連携)

第15条 移動支援事業者は、移動支援サービスを提供するに当たっては、他の地域生活支援事業者、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は障害福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、他の地域生活支援サービス、保健医療サービス又は障害福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 移動支援事業者は、移動支援サービスを提供した際は、当該移動支援サービスの提供日、内容その他必要な事項を、移動支援サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から移動支援サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(金銭の支払の範囲等)

第18条 移動支援事業者が移動支援サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求める能够るのは、当該金銭の使途が

直接当該利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、当該利用者の同意を得なければならぬ。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第19条 移動支援事業者は、移動支援サービスを提供した際は、利用者から当該移動支援サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 移動支援事業者は、代理受領を行わない移動支援サービスを提供した際は、利用者から深谷市地域生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）別表第1に定める移動支援サービスに要する費用の100分の100（要綱第10条第7項の規定が適用される場合にあっては、100分の100以下の範囲内で市長が定める市町村特例割合とする。）に相当する額の支払を受けるものとする。
- 3 移動支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において地域生活支援サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。
- 4 移動支援事業者は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。
- 5 移動支援事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(地域生活支援事業費の額に係る通知等)

第20条 移動支援事業者は、代理受領により深谷市から移動支援サービスに係る地域生活支援事業費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る地域生活支援事業費の額を通知しなければならない。

2 移動支援事業者は、代理受領を行わない移動支援サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した移動支援サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(移動支援サービスの基本取扱方針)

第21条 移動支援サービスは、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 移動支援事業者は、その提供する移動支援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(移動支援サービスの具体的取扱方針)

第22条 従業者が行う移動支援サービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 移動支援サービスの提供に当たっては、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

(2) 移動支援サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 移動支援サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条 移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利

用者に対する移動支援サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市長への通知)

第24条 移動支援事業者は、移動支援サービスを受けている利用者が偽りその他不正な行為によって地域生活支援事業費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第25条 従業者は、現に移動支援サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ移動支援事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第26条 移動支援事業所の管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 移動支援事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、移動支援事業所に対する移動支援サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第27条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第30条において「運営規程」という。）を、定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 移動支援サービスの内容及び利用者から受領する費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法

(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第28条 移動支援事業者は、利用者に対し適切な移動支援サービスを提供できるよう、移動支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援サービスを提供しなければならぬ。

3 移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

(衛生管理等)

第29条 移動支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第30条 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならぬ。

(秘密保持等)

第31条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 移動支援事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 移動支援事業者は、他の移動支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかなければならない。

#### (情報の提供等)

第32条 移動支援事業者は、移動支援サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該移動支援事業者に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (苦情解決)

第33条 移動支援事業者は、その提供した移動支援サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 移動支援事業者は、その提供した移動支援サービスに関し、要綱第18条第1項の規定により深谷市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して深谷市が行う調査に協力するとともに、深谷市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第34条 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援サービスの提供により事故が発生した場合は、深谷市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

#### (会計の区分)

第35条 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

### (記録の整備)

第36条 移動支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援サービスの提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、当該移動支援サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容及びサービスの提供に係る収支等の記録

(2) 第24条に規定する市長への通知に係る記録

(3) 第33条に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第34条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第3章 訪問入浴サービス事業

### 第1節 基本方針

#### (基本方針)

第37条 訪問入浴サービス事業は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、当該利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第38条 訪問入浴サービス事業を行う地域生活支援事業者（以下「訪問入浴サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者（訪問入浴サービスの提供に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

(2) 介護職員 2以上

- 2 前項の従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 3 訪問入浴サービス事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第47条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年更生労働省令第37号）第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第47条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第39条 訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービスを行う事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問入浴サービスを行う事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問入浴サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第40条 訪問入浴サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問入浴サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問入浴サービス事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の

指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第49条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (利用料等の受領)

第41条 訪問入浴サービス事業者は、代理受領による訪問入浴サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、要綱別表第1に定める地域生活支援事業に要する費用から、当該訪問入浴サービス事業者に支払われる地域生活支援事業費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 訪問入浴サービス事業者は、代理受領に該当しない訪問入浴サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、要綱別表第1に定める訪問入浴サービスに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 訪問入浴サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問入浴サービスを行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

- 4 訪問入浴サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(訪問入浴サービスの基本取扱方針)

第42条 訪問入浴サービスは、利用者の心身への負担の軽減又は

事故の防止に資するよう、当該利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 訪問入浴サービス事業者は、自らその提供する訪問入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(訪問入浴サービスの具体的取扱方針)

第43条 従業者の行う訪問入浴サービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

(2) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 訪問入浴サービスの提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者うち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

(5) 訪問入浴サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(管理者の責務)

第44条 訪問入浴サービス事業所の管理者は、従業者の管理及び訪問入浴サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の

把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 訪問入浴サービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第45条 訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問入浴サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要な事項

(準用)

第46条 第7条から第17条まで、第20条、第24条、第25条、第28条から第36条までの規定は、訪問入浴サービスの事業について準用する。この場合において、第36条第2項第2号中「第24条」とあるのは「第46条において準用する第24条」と、同項第3号中「第33条」とあるのは「第46条において準用する第33条」と、同項第4号中「第34条」とあるのは「第46条において準用する第34条」と読み替えるものとする。

## 第4章 日中一時支援事業

### 第1款 基本方針

(基本方針)

第47条 日中一時支援事業に係る地域生活支援サービス（以下「日中一時支援サービス」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び

食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2款 人員に関する基準

### (従業者の員数)

第48条 日中一時支援サービスを行う事業者（以下「日中一時支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「日中一時支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者（日中一時支援サービスの提供に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）の員数は、次の各号に掲げる数とする。

（1） 当該日の日中一時支援サービスを利用する者の数が6以下の場合 1以上

（2） 当該日の日中一時支援サービスを利用する者の数が7以上の場合 1に当該日の日中一時支援サービスを利用する者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

### (管理者)

第49条 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、日中一時支援事業所の管理上支障がない場合は、当該日中一時支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

## 第3款 設備に関する基準

### (設備及び備品等)

第50条 日中一時支援事業所は、事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、居室等の提供する日中一時支援サービスに必要な設備及び備品等（以下「居室等」という。）を設けなければならない。

2 日中一時支援事業所は、日中一時支援サービスの提供にあたり支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の居室等を用いることができる。

#### 第4款 運営に関する基準

##### (日中一時支援サービスの開始及び終了)

第51条 日中一時支援事業者は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となった利用者を対象に、事業所等の中で必要なスペースの確保がなされており適切な支援を行うことができる設備を設けた場所で、日中一時支援サービスを提供するものとする。

2 日中一時支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、日中一時支援サービスの提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

##### (利用者負担額等の受領)

第52条 日中一時支援事業者は、日中一時支援サービスを提供した際は、利用者から当該日中一時支援サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 日中一時支援事業者は、法定代理受領を行わない日中一時支援サービスを提供した際は、利用者から要綱別表第1に定める当該日中一時支援サービスに要する費用の100分の100（要綱第10条第7項の規定が適用される場合にあっては、100分の100以下の範囲内で市長が定める市町村特例割合とする。）に相当する額の支払を受けるものとする。

3 日中一時支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、日中一時支援サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) その他日中一時支援サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに

係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるもの

4 日中一時支援事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付しなければならない。

5 日中一時支援事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならぬ。

(日中一時支援サービスの取扱方針)

第53条 日中一時支援サービスは、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 従業者は、日中一時支援サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならぬ。

3 日中一時支援事業者は、その提供する日中一時支援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(サービスの提供)

第54条 日中一時支援サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならぬ。

2 日中一時支援事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならぬ。

3 日中一時支援事業者は、利用者の負担により、従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 日中一時支援事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者に対して食事の提供を行わなければならぬ。

5 利用者の食事は、栄養並びに当該利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならぬ。

ない。

(健康管理)

第55条　日中一時支援事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第56条　日中一時支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(利用者の家族との連携)

第57条　日中一時支援事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第58条　日中一時支援事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 日中一時支援の内容及び利用者から受領する費用の額
  - (5) 通常の送迎の実施地域（送迎を行う場合に限る。）
  - (6) サービス利用に当たっての留意事項
  - (7) 緊急時等における対応方法
  - (8) 非常災害対策
  - (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他運営に関する重要事項
- (定員の遵守)

第59条　日中一時支援事業者は、利用定員を超える数の利用者に対して同時に日中一時支援サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域等との連携)

第60条　日中一時支援サービスの事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(管理者の責務)

第61条　日中一時支援事業の管理者は、従業者の管理、日中一時支援サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2　日中一時支援事業の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第62条　日中一時支援事業者は、利用者に対し適切な日中一時支援サービスを提供できるよう、日中一時支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所ごとに、当該日中一時支援事業所の従業者によって日中一時支援サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　日中一時支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第63条　日中一時支援事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第64条　日中一時支援事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　日中一時支援事業者は、日中一時支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第65条　第7条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第24条、第25条、第30条から第36条までの規定は、日中一時支援サービスの事業について準用する。この場合において、第18条第2項中「次条第1項から第3項」とあるのは「第52条第1項から第3項」と、第36条第2項第2号中「第24条」とあるのは「第64条において準用する第24条」と、同項第3号中「第33条」とあるのは「第65条において準用する第33条」と、同項第4号中「第34条」とあるのは「第65条において準用する第34条」と読み替えるものとする。